

住 宅 団 地

宅地分譲のご案内

安 中 市 土 地 開 発 公 社

〒379-0192 安中市安中一丁目23番13号

安中市役所まちづくり部都市計画課内

電話(027) 382-1111

内線1218

は じ め に

安中市土地開発公社では、地元関係者の皆様方のご協力を得て造成した住宅団地として、板鼻地区の「安中古城住宅団地」に1区画保有している宅地があります。

価格の再見直しを行い、よりご購入しやすくなっておりますので、分譲要項をご覧ください、是非この機会にご検討していただければ幸いです。

分譲区画数は、

一般分譲個人用宅地計1区画

です。

お問い合わせは、安中市土地開発公社へどうぞ。

電話（０２７）３８２－１１１１

内線１２１８

<分譲要項>

1 申込者の資格及び分譲の条件

- (1) 不動産取引を目的とせず、購入した本人又は本人の二親等以内の親族が、自ら居住する住宅を建築し、生活の本拠とすること。
- (2) 住宅建築の基準を遵守すること。
- (3) 分譲代金を一括に支払うことができること。

☆ 既に公社分譲区画を購入済の方でも申込みできます。

☆ 土地家屋をお持ちの方でも申込みできます。

☆ 単身の方でも申込みできます。

2 申込み

- (1) 申込期間

随時申込み受付いたします。

(時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜祭日は受付できません。)

- (2) 申込受付場所

安中市土地開発公社

安中市役所 まちづくり部都市計画課内(市役所本庁舎1階)

※ 遠隔地等により郵送等で申込みされる方は、送達が確実にわかる方法(書留等)で送付してください。

- (3) 申込みに必要な書類

①買受申込書

②申込者の住民票 ※申込者と居住予定者が異なる場合は、双方の住民票が必要となります。

- (4) 申込方法

団地ごとの各区画単位の申込みとなりますので、ご希望区画番号を指定の上申込み下さい。

3 分譲契約

- (1) 分譲契約日(分譲決定から概ね1ヶ月後)については、分譲決定者に別途通知します。

- (2) 契約の手続き

◎ 決定した区画について、公社と宅地分譲契約を締結し、分譲代金については、契約締結後支払時期を双方で協議して決定し、公社の指定する方法により全額を振込にて納付していただきます。

◎ 分譲宅地の引き渡しは、分譲代金の受領となります。引き渡しの確認は現地で立ち会いの上、文書により行います。また、引き渡しは、現状の宅地状況で行います。なお、引き渡し後の管理は譲受人において行ってください。

(3) 持参していただくもの

分譲契約には、次のものを必ず持参してください。

- ① 印鑑（印鑑証明書と同一のもの）
- ② 申込者の印鑑証明書 1 通
- ③ 申込者の住民票の写し 1 通

※ 共有名義での契約の場合は、事前に「共有名義申請書」を提出していただき、かつ、上記①～③については共有者全員分必要となります。

- ④ 契約書貼付用の収入印紙（令和 7 年 6 月 1 日現在）

・ 古城：5,000 円

- ⑤ 登録免許税納付用の収入印紙（令和 7 年 6 月 1 日現在）

・ 古城：区画番号 13-3 号 52,400 円

- ⑥ 分譲代金

・ 公社指定の銀行口座へ振込をお願いいたします。なお、振込手数料は譲受人の負担となります。

(4) 区画選定に当たっての留意点

- 安中古城住宅団地では、周囲の地形の関係から、テレビ放送が良好に受信できない地区があるため、共同受信設備を設置してあります。また、共同アンテナからの受信ケーブルを団地内の必要なところへ配線し、各区画ごとにつなぎ込めるよう分岐端子を設置してありますので、利用希望者は、入会金及び組合費（保守管理費及び減価償却費）を負担の上、共同受信組合に加入することができます。

※ なお、共同受信組合への加入は任意であり、個人でアンテナを設置して受信することもできます。

4 登記について

- (1) 分譲宅地の登記名義人は、契約者（契約書記載の名義）に限ります。
- (2) 所有権移転登記は、諸手続完了後に公社で行います。
- (3) 所有権移転登記に要する登録免許税、宅地引き渡し後の宅地にかかる公租公課は譲受人の負担となります。

5 住宅建築上の基準

この団地は、住宅地として良好な環境を維持増進するため、下記の基準を守っていただきます。

- 建築物は、1 戸建ての個人住宅とする。
- 建築物の外壁（壁面）から敷地境界までの距離は 1 m 以上とする。
- 建築物の高さは、地盤面から 10 m 以下、軒高は同 7 m 以下とする。
- 塀、さく、生けがき等の高さは、1.5 m 以下とする。
- 地盤の高さは、変更しないこととする。

◎ 安中古城住宅団地 宅地面積及び分譲価格表

区 画 番 号	宅 地 面 積		分 譲 価 格 (円)	単 価 （ 参 考 ） 円		備 考
	m ²	坪		m ² 当たり	坪当たり	
13－ 3	243.27	73.58	6,130,000	25,200	83,305	

安中古城住宅団地区画図



【安中古城住宅団地の概要】

所在地		安中市板鼻字古城地内
設備	道路	団地内の道路は、全舗装で幅員 6 m ～ 1 0 m です。
	上水道	水道が各区画まで配管してあります。
	下水道	各区画に下水管が配管してあります。（公共下水道）
	ガス	各区画に配管（L P ガス集団供給）してあります。
	電気 電話	団地内に配電線及び電話線が設置してあり、引き込むことができます。
環境	地形	板鼻市街地の北西約 4 0 0 m に位置した東南の丘陵地です。
	交通	J R 安中駅まで約 1 . 8 km。 道路は、県道（旧国道）に約 4 0 0 m で接続します。
	教育	保育園は、南東約 1 km に板鼻和光保育園があります。 小学校は、南約 1 . 8 km に碓東小学校があります。 中学校は、西約 2 . 4 km に安中第一中学校があります。
	公園	公園は、団地内に 2 ケ所あります。
法制限	都市計画法第 8 条の用途地域「第 1 種中高層住居専用地域」が指定されています。（建ぺい率 5 0 % 以下。容積率 1 0 0 % 以下。）	

